⑶　厚生労働省の建設工事に係る令和７・８年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載された建築一式工事の総合評点が次の点数以上であること(⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際の建築一式工事の総合評点が次の点数以上であること。)。

①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者の場合　1,200点

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員の場合　1,050点

⑷　会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

⑸　平成22年４月１日以降に、特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者は、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記㋐又は㋑のいずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること。特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記㋒又は㋓のいずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること。㋐から㋓いずれの場合も、建物用途は問わない。

㋐　Ａ～Ｃのすべてを満たす建築物の解体工事

Ａ．規模：一棟の建築物で、主要構造部をすべて除却する部分の床面積が、5,000㎡以上

Ｂ．構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

Ｃ．内容：主要構造部をすべて除却し、基礎の解体を含む建築物の解体工事

㋑　Ａ～Ｃのすべてを満たす建築物の新築又は増築工事

Ａ．規模：一棟の建築物で、延べ面積が、5,000㎡以上

Ｂ．構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

Ｃ．内容：建築一式（躯体、内装、外装のすべてを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事

㋒　Ａ～Ｃのすべてを満たす建築物の解体工事

Ａ．規模：一棟の建築物で、主要構造部をすべて除却する部分の床面積が、2,500㎡以上

Ｂ．構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

Ｃ．内容：主要構造部をすべて除却し、基礎の解体を含む建築物の解体工事

㋓　Ａ～Ｃのすべてを満たす建築物の新築又は増築工事

Ａ．規模：一棟の建築物で、延べ面積が、2,500㎡以上

Ｂ．構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

Ｃ．内容：建築一式（躯体、内装、外装のすべてを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事

ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種建設工事共同企業体の場合は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、特定建設共同企業体として本工事の入札に参加する場合にあっては、原則として代表者の技術者を配置すること。また、複数の技術者を申請する場合は、申請するすべての者について次に掲げる基準を満たしていること。

ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

イ　平成22年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記㋐又は㋑のいずれかの要件を満たす工事の施工の経験を有すること。建物用途及び従事役職は問わない。

㋐　Ａ～Ｃのすべてを満たす建築物の解体工事

Ａ．規模：一棟の建築物で、主要構造部をすべて除却する部分の床面積が、2,500㎡以上

Ｂ．構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

Ｃ．内容：主要構造部をすべて除却し、基礎の解体を含む建築物の解体工事

㋑　Ａ～Ｃのすべてを満たす建築物の新築又は増築工事

Ａ．規模：一棟の建築物で、延べ面積が、2,500㎡以上

Ｂ．構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

Ｃ．内容：建築一式（躯体、内装、外装のすべてを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事

ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種建設工事共同企業体の場合は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

ウ　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証明する資料を提出すること。

⑺　競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人労働者健康安全機構理事長から「工事請負契約に係る取引停止等の措置について（令和７年３月25日労健安発第1254号)」に基づく取引停止の通知を受けていないこと。

⑻　1.に示す工事に係る設計業務等の受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

受託者　株式会社土屋建築研究所

⑼　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

3　入札手続等

⑴　担当部課

〒211―0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町１番１号事務管理棟　独立行政法人労働者健康安全機構　経理部契約課契約班　電話044―431―8634　メールアドレス：keiyaku@m.johas.go.jp

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

ア　交付期間

令和７年12月15日（月）から令和８年１月13日（火）までの午前10時から午後５時まで(土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第１条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を除く。)。

イ　交付場所

〒211―0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町１番１号事務管理棟　独立行政法人労働者健康安全機構　経理部契約課契約班

ウ　交付方法

本公告の日からイの交付場所にて交付する。メールによる交付を希望する場合は、⑴のメールアドレス宛て調達案件名を記載し送付すること。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和７年12月15日（月）から令和８年１月13日（火）まで休日を除く毎日、午前10時から午後５時までに3⑴に持参すること。ただし、郵送(書留郵便又は宅配便)の場合は必着とする。

⑷　入札及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法

ア　入札書受領期限　令和８年３月16日(月)午後２時

イ　開札の日時及び場所　令和８年３月16日（月）午後２時20分　独立行政法人労働者健康安全機構内会議室

ウ　提出方法

⑴まで持参又は郵便（書留郵便に限る。）により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

4　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金は免除。

イ　契約保証金　請負代金の10分の１以上